

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)606	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権移転登記手続、土地引渡	原審事件番号	昭和 49(ネ)1549
裁判年月日	昭和 55 年 9 月 30 日	原審裁判年月日	昭和 55 年 3 月 19 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 130 号 409 頁		

判示事項	土地の一部を目的とする売買契約における買受部分の特定につき選択債権に関する規定を適用した原審の判断が是認された事例
裁判要旨	一〇〇坪の土地のうち西側半分五〇坪を売渡すものとして売買契約が成立した後、買主において、売主に対し、一定期間を定めて右五〇坪を特定するよう催告したが売主がこれに応じなかつたため、買主が測量のうえ右五〇坪を一〇〇坪の土地の西側一五九・六四平方メートルの部分に定め、不足部分は放棄する旨を通知した等原判示の事実関係（原判決理由参照）のもとで、民法四〇六条以下の規定により売買の範囲が特定し、買受土地の所有権は売買契約の効力の発生時に遡って買主に帰属した旨の原審の判断は、正当である。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人山平一彦の上告理由について</p> <p><u>原審の確定した事実関係のもとにおいて、上告人と被上告人との間に成立した本件土地売買契約につき民法四〇六条以下の規定を適用した原審の判断は、正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</u></p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 横井大三 裁判官 環昌一 裁判官 伊藤正己 裁判官 寺田治郎)</p>

※参考：判例タイムズ 426 号 95 頁、判例時報 981 号 61 頁、金融商事判例 608 号 16 頁不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO314 頁